

# 目 次

## 第 I 部 行政法概念と基本原則

第 1 章 行政法概念と憲法	3
はじめに——問題の所在と考察の視角	3
Ⅰ 行政・行政法概念の形成と展開	10
1 行政法概念の形成 2 行政法の「基本要素」としての「行政」 概念控除説の問題性 3 行政概念「結合説」の台頭 4 行政 (法)のメルクマール(標識)説の意義と課題	
Ⅱ 現代の代表的行政法概念の検討	25
1 行政法概念のための方法論の検討 2 「行政特有法」説の問題 点 3 行政法 = 「行政機関法」説の意義と課題 4 総合的行政 主体説の意義と問題性 5 「政策」中心の行政法概念の意義と課題	
Ⅲ 「行政」の法としての行政法概念と憲法	41
1 行政概念「積極説」の形成過程とその問題 2 「行政権」と積極 的行政法概念 3 「現代化」の視点からの行政法概念の再構成 ——「参加・協働」行政 4 積極的行政概念から実質的行政法概念へ	
むすびに代えて——議論の整理と行政・行政法新概念の「検証」	61
第 2 章 憲法的法治主義の原則	67
はじめに——問題の所在と考察の視角	67
Ⅰ 憲法と行政法との関係(一般)についての諸見解	74
1 「憲法超然的」行政法から「具体化された憲法」としての行政法へ 2 行政法の現代的役割——憲法は「抽象化された行政法」?	

II	法治主義原則の形成と発展	85
	1 フライナーの実質的法治主義の構造	2 本質性留保説と原則全部留保説——ボン基本法下の法律留保原則の展開
	3 わが国における「法律の留保」論の発展——「留保」から「授權」へ	
III	法の支配と法治主義の「現代化」	104
	1 「法の支配」の形成とその展開	2 「法の支配」か、あるいは「実質的法治主義」か——両者の「統合」としての「憲法的法治主義」
	むすびに代えて——議論の整理と「憲法的法治主義」の課題	113
<b>第3章</b>	<b>行政法の「政策化」と行政の効率性の原則について</b>	
	——ドイツにおける行政法改革論議を参考にして……………	119
	はじめに——課題への基礎視角	119
I	行政法改革と「政策」・「効率性」の意義	122
	1 行政法の政策化の背景と行政法改革	2 「政策」および行政の「効率性」の概念
	3 「法政策学」=法制度設計における「効率性」の原則の意義	
II	ドイツにおける行政法改革論と行政の「効率性」の原則	131
	1 行政法改革の背景とその方向性	2 行政法改革における「効率性」原則の位置づけ
III	わが国行政法における「効率性」原則の位置づけ	138
	1 行政法の一般原則としての「効率性」の位置づけ	2 行政法における効率性の原則の意義と限界
	3 行政法の各論（参照領域）における「効率性」の意義	
	むすびに代えて——今後の課題	147

## 第II部 「多極的行政法関係」と権利保護

<b>第4章</b>	<b>ドイツにおける多極的行政法関係論と第三者の法的地位</b>	… 151
	はじめに——課題への視角	151
I	多極的行政法関係の一般的特質	155
	1 多極的行政法関係とはどのような法関係か	2 多極的行政法関係の特質

II	多極的行政法関係における第三者の地位（公権） ——シュミット・プロイスの理論を中心にして	168
	1 多極的行政法関係における紛争の特質	
	2 多極的行政法関係における「私益調整」論	
	3 プロイス理論についての若干の批判的検討	
	むすびに代えて——「多極的行政法関係論」の課題	179
第5章	多極的行政法関係における「第三者」の手続的地位論 ——行政手続法・都市計画法を中心にして	181
	はじめに——課題への視角	181
I	多極的行政法関係の意義	184
	1 多極的行政法関係の意義	
	2 行政法関係論・多極的行政法関係論の展開とその一般的特質	
II	「多極的行政法関係」視点からの行政手続法第10条の法的意義	191
III	都市計画法における住民参加システムと多極的行政法関係論	195
	むすびに代えて——行政手続法第10条と多極的行政法関係論の課題	200
第6章	取消訴訟における「第三者」の原告適格の 基準としての基本権適用論序説 ——ドイツ法との比較研究	203
	はじめに——課題への視角	203
I	判例における「保護規範説」の構造とその特質	207
II	保護規範説への批判論の検討——H. パウアーの批判を素材として	213
III	第三者の原告適格と基本権適用論	219
	むすびに代えて——研究の整理と課題	229

## 第Ⅲ部 個別行政法の研究

第7章	建築行政における実効性確保のための法制度と 政策に関する若干の考察 ——建築基準法第9条の「除却命令」を中心にして	235
	はじめに——考察の基本視角	235

I	建築基準行政における法の執行状況とその問題性	237
	1 違法建築物に対する「除却命令」をめぐる執行状況	2
	2 建築基準行政における行政指導多用の背景・理由	
II	建築基準行政における近隣住民ら＝第三者の法的地位論	243
	1 第三者による「除却命令」発令の請求権問題	
III	違反建築の是正措置に関する政策論的検討	247
	1 建築基準行政における行政指導の意義と課題	2
	2 行政指導の改善策	3
	3 違反建築に対する「執行罰」導入の意義とその課題	
	むすびに代えて——研究の整理と今後の課題	257

## 第8章 国立大学法人に関する若干の考察

——独立行政法人としての「特性」と教育研究の「自由」の狭間のなかで… 261

	はじめに——考察の基本視角	261
I	国立大学法人法の立法過程の特質	264
	1 行財政改革＝組織的減量化の手段としての国立大学法人化	
	2 高等教育研究機関としての国立大学改革の流れ	
II	国立大学法人の行政法的位置づけと関連問題	267
	1 国と国立大学法人との行政法的関係	2
	2 行政計画法としての国立大学法人法と教育研究の「自主性・自律性」	
III	国立大学法人法と大学の自治権	277
	1 国立大学法人法と教員人事に関する自治権	2
	2 国立大学法人法と財政的自治	
	むすびに代えて——今後の課題	282

あとがき  
索引